3　新命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第七十二条第一項の規定は、同項第二号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第七十二条第二項及び第四項の規定は、農林中央金庫の清算機関（農林中央金庫に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。）に対する信用の供与等（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等をいう。）であって、当該清算機関が行う業務に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第七十二条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。